



#### 4 訴訟遂行の方針

- (1) 指定代理人を定める。
- (2) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (3) 必要がある場合は、和解を行う。

#### 5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴、上告及びその取下げ

#### 6 管轄裁判所

津地方裁判所伊賀支部